

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【会社名】	セイコーエプソン株式会社
【英訳名】	SEIKO EPSON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 碓井 稔
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役経営戦略本部長 久保田 健二
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 碓井 稔及び常務取締役経営戦略本部長 久保田 健二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社16社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社81社及び持分法適用子会社・関連会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している17事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、中南米子会社3社（Epson do Brazil Industria e Comercio Ltda.（所在地：ブラジル サンパウロ）、Epson Paulista Ltda.（所在地：ブラジル サンパウロ）及びEpson Mexcio,S.A. de C.V（所在地：メキシコ メキシコシティ））において、不適切な経理処理が行われたことが平成20年12月に発覚し、その対応のために相当の時間を要し、第3四半期報告書及び確認書の提出を遅延するに至った。

当該経理処理が行われたのは、米州子会社を統括するEpson America, Inc.（所在地：米国 ロサンゼルス）において、「傘下会社に対するモニタリング」が適切に実施されなかったためである。

また、事業年度の末日までに内部統制に係わる問題が是正されなかった理由は、問題の発覚を契機として、当社内に設置した社内調査委員会による調査、事実解明、改善策立案、改善実施に努めてきたが、時間的な制約が大きく、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況全体の有効性を確認するには至らなかったためである。

財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、環境を整備し、本事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針である。

4【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、平成21年4月1日付けで、代表取締役社長直轄の再発防止監視委員会を設置した。同委員会主導で、定期的に進捗を確認し、財務報告に係る内部統制の是正処置を推進している。

5【特記事項】

該当事項なし。